第二十一条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第二十九条の二第五項第五号中「第三十八条の二第二項第六号イ」を「第三十八条の二第二項第六号イ(2)」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第八号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十五項中「第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第九項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第三十八条の二第二項第六号イ」を「第三十八条の二第二項第六号イ(2)」に改め、「著しく」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第三十八条の二第二項第六号イ(1)に規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条の二第四項第一号の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）は、同年六月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十六号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に、

第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額の復興特別所得税に係る所得税の額

を

第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の三の四第二号
	第二百六十一条第二号	第二百六十一条第二号（復興特別所得税に係る所得税に関する政令第四条第一項において準用する場合を含む。）
第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額の合計額

に改める。

附　則

この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十七号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改め、同条第四項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第五項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十六項」を「第四十一条第三十八項」に改め、同条第六項中「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第七項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第八項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第三十五項の」を「第三十七項の」に、「同条第三十五項」を「同条第三十七項」に改め、同条第九項中「同条第三十四項」を「同条第三十六項」に、「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改める。